

(公印省略)
 群馬保連第221号
 平成29年8月1日

各 保険医療機関等開設者 様

群馬県国民健康保険団体連合会理事長

高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求について

平素より、本会の業務運営につきましては御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月1日の高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求については、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 上限額の引き上げ

70歳以上の現役並み所得者及び一般所得者については、次のとおり上限額が引き上げられますので、福祉医療費請求額に御留意ください。

| | | 平成29年7月まで | | 平成29年8月から | |
|-----------|---|---------------|--|--------------------------------|--|
| 適用区分 | | 外 来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) | 外 来 (個人ごと) | 外来+入院 (世帯ごと) |
| 現役並み | 標準報酬月額 28万円以上の方 課税所得 145万円以上の方 | 44,400円 | 80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円> | 57,600円 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円> |
| 一般 | 標準報酬月額 26万円以下の方 課税所得 145万円未満の方 | 12,000円 | 44,400円 | 14,000円 〔年間上限 14万4,000円〕 | 57,600円 <多数回 44,400円> |
| 非住民 課税 | Ⅱ住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 | 8,000円 | 24,600円 |
| | Ⅰ住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) | | 15,000円 | | 15,000円 |

※ 厚生労働省ホームページより抜粋

2 一般所得者世帯の多数回該当

新たに設けられる一般所得者世帯の多数回該当については、現役並み所得者と同様、備考欄に「**多**」と記載して御請求ください。

3 その他

新たに設けられる一般所得者の外来個人年間上限については、福祉医療費連記式請求では発生いたしません。

（ 担 当 審査第一課、第二課
電 話 027-290-1338 ）